

高知工業高等専門学校学生会選挙細則

制 定 昭和48年 1月29日  
一部改正 平成28年 1月18日

**第1条** 本細則は、会長、副会長及び書記長の選挙に適用する。

**第2条** 選挙権は、全会員が有する。

**第3条** 被選挙権は、以下の者が有する。ただし、候補者が定数に満たない場合及び4月以降に欠員が生じた場合はこのかぎりでない。

- (1) 会長 3年生以下の会員
- (2) 副会長及び書記 4年生以下の会員

**第4条** 選挙は、通常1月末日までに行う。任務の遂行は、4月からとする。

**第5条** 投票の結果、投票総数の過半数を得た上位の候補者を当選とする。

2 前項の場合、過半数の得票が得られない場合は、定数の欠員数に相当する上位の候補者で信任投票を行い、その過半数の得票者を当選とする。

**第6条** 候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会が適切な処置をとらなければならない。

**附 則**

本細則は、昭和48年1月29日から実施する。

**附 則**

この細則は、昭和56年2月14日から改正施行する。

**附 則**

この細則は、昭和62年7月16日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成28年1月18日から施行し、平成27年12月15日から適用する。